

「社会福祉事業の広報展示及び清涼飲料水の野外売店」
募集要項

航空自衛隊三沢基地

1 概要

令和8年度航空自衛隊三沢基地航空祭における社会福祉事業の広報展示（募金活動及び社会福祉を目的とした野外交売店を含む。）の出店及び清涼飲料水の野外交売店の出店を希望する業者を次のとおり募集する。

2 出店場所の所在地及び名称

青森県三沢市後久保125-7

(1) 社会福祉支援

社会福祉支援広報展示エリア

(2) 清涼飲料水の販売（野外交売店）

航空自衛隊三沢基地野外交売店エリア

3 出店条件

(1) 共通

ア 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。

イ 国有財産使用許可書の使用条件を遵守できること。

(2) 社会福祉支援

ア 三沢市及び三沢市近郊に所在する社会福祉法人（又は準ずる団体）であること。

イ 前年度に福祉事業支援活動が実施されていること。

(3) 清涼飲料水の販売（野外交売店）

防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。

4 販売区画

1店につき1区画（間口7.0m×奥行4.0m）を基準とし、必要に応じて調整を行う。

5 出店内容

(1) 社会福祉支援

ア 広報展示

(ア) 社会福祉支援事業の募金活動（使用許可された土地の範囲内に限る。）

(イ) 社会福祉支援事業の活動紹介（のぼり、パンフレット、パネル等）

(ウ) 授産施設において製作、生産された物品等の展示及び販売（危険物及び基地内で展示・販売するのに相応しくないと判断したものは不可）

イ 野外交売店（食品・清涼飲料水の販売）

(ア) 食品（生もの及び変質・腐敗するようなものは不可）

食品は、上十三地区の授産施設において、生産、加工したもの及び出店者が調理したもの。

(イ) 清涼飲料水（アルコール類の販売は不可）

ペットボトルのみとする。

(2) 清涼飲料水の販売（アルコール類の販売は不可）

ペットボトルのみとする。

6 出店における遵守事項

(1) 共通

ア 応募時に提出する販売品目一覧表により販売不適と判断した品目については、販売を許可しない。また、航空祭当日に未許可の商品を販売していることが発覚した

場合は、直ちに出店許可を取り消すものとする。

- イ 販売に伴うごみ（段ボール及びペットボトル等）は持ち帰ること。
- ウ テントなど出店に必要な資器材は全て出店側で用意するとともに、テントを設置する場合は、強風対策のため支柱をウェイト（水の入ったポリタンク等）で固定すること。
- エ 商品に関する苦情等について、利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時対応すること。

(2) 社会福祉法人(又は準ずる団体)

- ア 食品衛生法に基づく臨時営業許可を必要とする食料品等の販売については、三沢基地を管轄する上十三保健所からの臨時営業許可と調理者及び販売員全員が細菌検査（〇ー157を含む。）を受けていること。
- イ 食品衛生法に基づく臨時営業許可を必要とする食料品等の販売を行う場合は、食中毒等の事故に備えた保険（食品営業賠償共済等）に加入すること。
- ウ 火気を使用する場合は、必ず事前に申請をするとともに、出店の際は消火器を設置すること。
- エ 社会福祉支援事業の広報展示は必ず行うものとし、原則、食品等の販売のみの出店は認めない。

7 応募手続き等

(1) 申請書等の提出

ア 共通

- (ア) 令和8年度航空自衛隊三沢基地航空祭広報展示（野外交売店を含む。）及び清涼飲料水販売（野外交売店）出店申請書(属紙様式第1)
- (イ) 誓約書（その1）（属紙様式第2）
- (ウ) 誓約書（その2）（属紙様式第3）
- (エ) 展示・販売品目一覧表（属紙様式第4）
- (オ) 登記簿謄本（正）

イ 社会福祉法人に準ずる法人

- (ア) 認証された書類（写）
- (イ) 団体概要及び前年度活動実績（福祉事業の詳細が分かる書類）（任意様式、パンフレットでの提出可）

なお、提出された書類は原則として返却しない。また、提出者に無断で他の目的には使用しない。

(2) 提出先

〒033-8604 青森県三沢市後久保125-7
航空自衛隊三沢基地 第3航空団基地業務群業務隊厚生班 公募係
電話番号 0176-53-4121（内線）3820

(3) 応募期限

令和8年7月13日（月）必着（郵送の場合は書留）

(4) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は失格とする。

- ア 三沢市及び三沢市近郊に所在する社会福祉法人(又は準ずる団体) 以外の応募

- イ 応募期限内に提出書類が提出されない場合
 - ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
 - オ その他違反と認められる場合
- (5) 書類の提出に当たっての留意事項
- ア 応募者は、官側から提出書類について説明を求められた場合には説明すること。
また、追加書類の提出を求められた場合には当該書類を提出すること。
 - イ 書類の作成、提出、説明、前号の審査への協力に要する費用は応募者の負担とする。
 - ウ 提出書類に関する問い合わせは応募期限までとする。
- 8 選定方法
- 提出された申請書類に基づき、書類選考による審査の上、航空自衛隊三沢基地が出店者を決定する。
- 9 選考結果発表
- (1) 期日
令和8年7月17日（金）
 - (2) 方法
三沢基地ホームページに掲載
- 10 出店者の提出書類
- 出店者は以下の書類を提出すること。
- (1) 提出書類
 - ア 共通
 - (ア) 令和8年度三沢基地航空祭立入入門申請（属紙様式第5）（航空祭当日入門手続に必要）
 - (イ) 運転免許証（表面・裏面）（写）カラー
 - (ウ) 自動車検査証（車検証）（写）
 - (エ) 自動車損賠賠償責任保険証明書（自賠責保険）（写）
 - (オ) 任意保険加入証明（写）
 - イ 食品販売
この号アの提出書類に加え、以下の書類についても提出すること。
 - (ア) 火気等使用申請許可証（属紙様式第6）（火気を使用する場合）
 - (イ) 保険（食品営業賠償共済等）の領収書（写）
 - (ウ) 売店業務に従事する方の細菌性赤痢菌、腸チフス菌、パラチノスA菌、病原性大腸菌の検査成績（写）
 - (2) 提出先
第7項第2号に同じ。
 - (3) 提出期限
令和8年7月31日（金）1500必着（郵送の場合は書留）
- 11 出店者に対する事前説明会
令和8年8月中（日時及び場所は別に示す。）
- 12 出店者に対する注意事項

- (1) 出店位置については官側が決定し、基地への立ち入り、車両運行、テント設置についても官側が指示する。なお、基地運営上の都合により出店位置を変更する場合がある。
- (2) 出店準備及び物品等搬入は、航空祭前日並びに当日の早朝に実施すること（細部は別途事前説明会時に説明する。）。
- (3) 出店に際して、国有財産法の規定に基づく土地の使用許可申請を行い、当該使用料を徴収する。
なお、使用料については別に示す。
- (4) 国有財産の使用許可条件に違反した場合は使用許可を取り消す。
- (5) 管理責任
 - ア 出店者は、自らの責任において出店場所を管理し、火災、盗難、食中毒等の各種事故防止及び基地内における安全の確保の妨げにならないよう努めるとともに、そのために基地が実施する指示には速やかに従うこと。
 - イ 出店及びそれに伴う行為について生じた事故又は苦情等のあらゆる事案については出店者が一切の責任を負うものとし、基地（国）はいかなる責任も負わないこととすること。
 - ウ 出店者は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負うこと。
- (6) 衛生等の保持
出店者は、従事関係者が、結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合は、基地に対して速やかに報告するとともに、従事させないものとする。
なお、基地は上記の場合に出店を取り消す等、衛生等の保持に必要な措置について事前の通告等を要することなく実施できるものとし、出店者は該当措置に速やかに従うこと。
- (7) 社会福祉事業の広報展示
 - ア 出店者は、看板やのぼり旗等により団体名及び活動内容を大きく見やすい位置に掲示するものとする。
 - イ 出店者は、団体の活動実績や様子について分かるパネル等を見やすい位置に掲示するものとする。
- (8) 本募集要項に記載のない事項及び細部については、必要の都度、基地と出店者の間で協議するものとする。